

令和3年4月2日

令和3年度の基本報酬及び各種加算の届出に関するお知らせ

障害福祉サービス事業における年度当初の基本報酬及び各種加算の届出に関しては、下記のとおりです。

特に就労系サービス事業所においては、前年度及び前々年度の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分が決まることから、当該算定区分の変更の有無に関わらず、令和3年度の基本報酬に係る届出を行う必要があります。

今年度の届出につきましては、報酬改定に伴うシステムデータ移行の関係上、届出がない場合は、4月分以降の給付費の請求ができない可能性がありますので、ご注意ください。

記

1 基本報酬について

(1) 就労系サービス：就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援
一般相談支援：地域相談支援（地域移行支援）

(2) 提出期限：令和3年4月15日（木）必着
※メール及びFAXでの届出は受け付けません。

(3) 届出の取扱い

ア 算定区分が変更となる場合（単位数が増えるものに限る。）

(ア) 提出期限までに届出がなされた場合には4月1日から算定を開始するものとし、

(イ) 令和3年4月16日から4月30日までに届出がなされた場合は、5月1日から算定を開始するものとし、

(ウ) 令和3年5月1日以降に届出がなされた場合は、従前どおりの取扱いとします。

イ 算定区分が変更となる場合（単位数が減るものに限る。）

4月1日から変更後の算定となります。届出を行わず、従前の基本報酬の算定区分で当該請求を行った場合は、不正請求となりますのでご注意ください。

ウ 算定区分が同じとなる場合

前年度の平均利用者数や前年度の工賃（賃金）実績等の確認のため、必ず下

記(4)の提出書類をそろえ届出を行ってください。

エ 令和3年度報酬改定により算定区分が変更となる場合

前年度の平均利用者数や前年度の工賃（賃金）実績等の確認のため、必ず下記(4)の提出書類をそろえ届出を行ってください。

(4) 提出書類

ア 介護給付等算定に係る体制等に関する届出書

イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

ウ 各サービスごとの基本報酬に係る届出様式

就労継続支援については、別紙13-1（前年度の工賃実績額）及び実績に用いた該当年度分の別紙13-1も提出してください。

エ 従業者の勤務の体制及び勤務一覧表

(5) 令和3年度報酬改定について

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とされております。詳細は、厚生労働省資料「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（令和3年2月4日）の39ページ～40ページをご確認ください。

【就労移行支援】

「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」として、いる基本報酬の区分の決定に係る実績について、直近2か年度の実績により算定。

【就労継続支援A型】

現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に応じて算定。

また、1年に1回以上スコア方式による評価内容を事業所ホームページ等を通じて、全て公表することを事業所に義務づけるとともに、未公表の場合には減算（新設：自己評価未公表減算）が適用。

【就労継続支援B型】

現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が新設。事業所はいずれかの報酬体系を選択し、年度途中での変更は不可。

なお、「平均工賃月額」に応じた報酬体系を選択した場合は、事業所は令和3年4月までに「工賃向上計画」を作成し、令和3年5月末までに都道府県へ提出する必要がある。

【就労定着支援】

各区分に係る実績の範囲の見直し。支援内容を記載した報告書を月1回以上利用者及び関係者へ提供することが要件となる。

2 各種加算に係る届出について

(1) 前年度の実績に基づき算定する加算について

提出期限：令和3年4月15日（木）必着

※メール及びFAXでの届出は受け付けません。

（例）

特定事業所加算、夜勤職員配置体制加算、夜間看護体制加算、夜間支援等体制加算、看護職員配置加算、重度障害者支援加算Ⅰ、人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、移行準備体制加算Ⅰ、就労移行支援体制加算、就労定着実績体制加算など

ア 前年度の実績に基づき、新たに加算を算定する場合又は加算区分が変更となる場合（単位数が増えるものに限る。）

前記1の(3)のアの取扱いと同様とする。

イ 前年度の実績に基づき、加算が算定されなくなる場合又は加算区分が変更となる場合（単位数が減るものに限る。）

前記1の(3)のイの取扱いと同様とする。

※4月以降引き続き同じ内容の加算を算定する場合

届出は不要とします。ただし、その場合も、自主点検表を作成の上、自主点検の際に作成した書類については、必ず保存をしておいてください。

加算が算定されない又は加算区分の変更（単位数が減るものに限る。）があるにも関わらず、従前の算定区分で当該請求を行った場合は、不正請求となりますのでご注意ください。

(2) システム更新に伴い再提出を要する加算について

すべての共同生活援助事業者は、システム更新に伴い、夜間支援体制等加算に関して、「(4) 提出書類」及び平均利用者数人員計算表の提出を行ってください。

対象加算：夜間支援体制等加算Ⅰ・Ⅱ

提出期限：令和3年4月15日（木）必着

※メール及びFAXでの提出は、受け付けておりません。

取扱い：前記1の「(3) 届出の取扱い」と同様

(3) その他の加算について

上記(1)以外の加算の取扱いについては、従前どおりの取扱いとなります。

(例)

送迎加算、食事提供加算、福祉専門職員配置等加算など

(4) 提出書類

- ア 介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書
- イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 各加算に係る届出書及びその添付書類

(5) 令和3年度報酬改定に伴う加算の見直し等について

令和3年度報酬改定に伴い新設された加算や見直しによる加算については、ホームページへ掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyo/hosyukaitei.html>

(例)

【加算の見直し】

- 常勤看護職員等配置加算（生活介護）
- 重度障害者支援加算（生活介護）
- 夜間支援等体制加算（共同生活援助）など